

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第7条の2の遵守事項違反に係る同法第7条の3第1項の勧告、第2項の命令及び公表の指針（愛知県）

1 勧告の指針

遵守事項に違反している米穀の出荷又は販売の事業を行う者に対しては、次に掲げる指導を行う場合を除き、期限を定めて、業務の方法を改善すべきことを勧告する。当該指導を行ったにもかかわらず、指導に従わなかったことが確認された場合も勧告を行う。

〔指導を行う場合〕

遵守事項違反の常習性がなく過失又は悪質性が低いと判断される場合は、業務の改善、再発防止の徹底その他必要な事項を指導する。

2 命令の指針

上記の勧告を受けた者が、正当な理由なく、その勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令する。

3 公表の指針

勧告又は命令をした場合には、次の(1)から(3)までの事項を公表する。

- (1) 違反した事業者の氏名又は名称及び住所
- (2) 違反事実（ただし、愛知県情報公開条例（平成12年3月28日条例第19号）に照らして不開示と判断されるような例外的な事実があれば、当該事実については公表しない。）
- (3) 勧告又は命令の内容

附 則

この指針は、平成25年1月4日から施行する。

この指針は、平成28年9月1日から施行する。